

## 平成24年度 第2回久留米市地域公共交通会議議案等

### 《協 議》

協議第2号 久留米市城島地域デマンド乗合タクシー試験運行  
計画（案）について ----- P 1

協議第3号 久留米市城島地域デマンド乗合タクシー試験運行  
業務委託に係る事業者選定方法（案）について ----- P 5

### 《報 告》

報告第6号 久留米市城島地域デマンド乗合タクシー試験運行  
に係る業務工程について ----- P 7

協議第2号

久留米市城島地域デマンド乗合タクシー試験運行計画（案）について

久留米市城島地域デマンド乗合タクシー試験運行計画（案）について、別紙のとおり承認を求める。

平成24年8月28日提出

久留米市地域公共交通会議  
会長 白井浩一

# 久留米市城島地域デマンド乗合タクシー試験運行計画（案）について

## 1. 事業名称

久留米市城島地域デマンド乗合タクシー試験運行

## 2. 事業主体

久留米市

## 3. 運行主体

道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業者

## 4. 事業概要

公共交通空白地域を多く抱える城島地域における移動制約者対策として、病院、店舗、バス停等への移動を支援するデマンド乗合タクシーを試験運行する。

## 5. 運行方式

定時ダイヤ型、区域運行方式により行う。

## 6. 運行範囲

城島地域内とする。



## 7. 運行車両

タクシー車両とする（セダン型、もしくはワンボックス型で設定）。

なお、車両については、デマンド乗合タクシー運行に支障のない範囲で一般乗用旅客自動車運送事業用車両との併用を認める。

## 8. 運行時の車両表示

デマンド乗合タクシー運行時には、車両の両側面にデマンド乗合タクシーである旨を記載したマグネットシートを貼付する。

## 9. 乗降場所

城島地域内全域とする。

なお、停留所の設置は行わない。

## 10. 運行方法及び使用車両数

予約による時間固定型運行を行う（運行時間帯を定め予約のある時間帯のみ運行する）。

なお、1運行時間（1時間）あたりの使用車両数は1～2両とする。

## 11. 運行時間及び運行時間帯

運行時間は、9時から16時までの1日8便を原則とする。

### 【運行時間帯】

9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時、16時

## 12. 利用上限

1便あたり最大8名までとする。

なお、予約は先着順とする。

## 13. 運行日

月曜日から土曜日に運行する。ただし、日祝日、お盆期間（8月13日から15日）、年末年始期間（12月29日から1月3日）は運休とする。

## 14. 利用料金

1回の利用あたり300円とする。

なお、未就学児は無料とするが、保護者同伴を条件とする。

#### 15. 利用対象者及び登録方法

利用対象者は、事前登録を行った者とし、年齢制限等は設けない。

登録受付は平成25年1月より城島総合支所等で行う。

なお、利用者登録は試験運行期間中も随時行うものとする。

#### 16. 利用方法

利用は、電話による事前予約制とする。予約は、運休日を除く利用希望日の2日前から前日までとし、受付時間は9時から15時までとする。

なお、予約受付終了後に事業者から利用者に対して、乗車場所への迎車予定時間を電話にて連絡する。

#### 17. 運行期間

平成24年度の運行は、3月1日から3月末日までとする。

なお、引き続き平成26年3月まで試験運行を継続する予定である。

協議第3号

久留米市城島地域デマンド乗合タクシー試験運行業務委託に係る  
事業者選定方法（案）について

久留米市城島地域デマンド乗合タクシー試験運行業務委託に係る事業者選定方法  
（案）について、別紙のとおり承認を求める。

平成24年8月28日提出

久留米市地域公共交通会議  
会長 白井浩一

久留米市城島地域デマンド乗合タクシー試験運行業務委託に係る  
事業者選定方法（案）について

公募型プロポーザル方式により選定を行う。

なお、市内城島地域、三潁地域及び大善寺地域のいずれかに本社を有する者であると共に、運行開始までに道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得することを必須条件とする。

報告第6号

久留米市城島地域デマンド乗合タクシー試験運行に係る業務工程について

久留米市城島地域デマンド乗合タクシー試験運行に係る業務工程について、別紙  
のとおり報告する。

平成24年8月28日提出

久留米市地域公共交通会議  
会長 白井浩一



## 久留米市城島地域デマンド乗合タクシー試験運行に係る業務工程について

久留米市城島地域におけるデマンド乗合タクシーの試験運行は、平成25年3月から開始し、平成26年3月までの約1年間で予定している。運行実施にあたっては、効率的、計画的な執行を図って行く必要があるため、本格運行決定に至るまでに要する試験運行に係る業務工程計画を策定した。

### 久留米市城島地域デマンド乗合タクシー試験運行に係る業務工程表

	平成24年度									平成25年度										
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
関係地元合意形成等																				
事業内容周知																				
利用者アンケート																				
まちづくり連絡会議	□																			
着停位置の検討調整																				
乗降場所調査																				
関係機関との調整																				
事業者選定																				
仕様書等作成																				
プロポーザル実施																				
事業計画申請、認可																				
申請書類作成、提出																				
審査、認可																				
運賃、運行計画公示																				
運行準備・開始																				
チラシ等準備、配布																				
利用者登録																				
試験運行実施																				
地域公共交通会議																				
備考	H24第2回 ①試験運行概要の決定、② 運行事業者選定方法の決定			H24第3回 ①運行事業者報告、②運行 計画の決定			運行状況報告 ①郵送による 運行状況の報告(必要に応じ 会議開催)			H25第1回 ①3~7月運行 結果の報告、 ②運行内容の 見直し協議			H25第2回 ①8~12月運 行結果の報 告、②本格運 行計画の決定							